

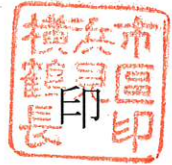
鶴見区公告第134号

公示送達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所(所在地)等が不明である(法施行地でない)ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課収納担当に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月6日

横浜市 鶴見区長 渋谷 治雄



送達を受けるべき者の氏名又は名称	氏名又は名称	仙波 浩二
送達する書類名	差押調書(謄本)	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		